

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

電波法施行規則等の一部改正について

2 対象品名

高周波利用設備

3 趣旨及び目的

ISM 機器からの妨害波の許容値及び測定法に関する国際規格である CISPR 11 最新版を国内規制に反映させ、高周波利用設備制度の見直しを図ることを目的とする。

4 施行予定日

令和8年4月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5905

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間